

第 6 回 公 営 企 業 債 券
発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 6 回 公 営 企 業 債 券
2. 債 券 の 総 額 金 5 0 0 億 円
3. 各 債 券 の 金 額 1, 0 0 0 万 円 及 び 1 億 円 の 2 種 と す る。
4. 債 券 の 形 式 無 記 名 式 利 札 付 に 限 る も の と し、 そ の 分 割 又 は 併 合 は し な い。
5. 利 率 年 0. 6 4 パーセント
6. 発 行 価 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 9 9 円 9 5 銭
7. 償 還 金 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円
8. 償 還 の 方 法 及 び 期 限
 - (1) 本 債 券 の 元 金 は、 平 成 2 5 年 3 月 2 2 日 に そ の 全 額 を 償 還 す る。
 - (2) 本 債 券 を 償 還 す べ き 日 (以 下 「 償 還 期 日 」 と い う。) が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、 そ の 支 払 は 前 日 に 繰 り 上 げ る。
 - (3) 本 債 券 の 買 入 消 却 は、 い つ で も す る こ と が で き る。
9. 利 息 支 払 の 方 法 及 び 期 限
 - (1) 本 債 券 の 利 息 は、 発 行 日 の 翌 日 か ら 償 還 期 日 ま で こ れ を つ け、 平 成 1 5 年 9 月 2 4 日 を 第 1 回 の 支 払 期 日 と し て そ の 日 ま で の 分 を 支 払 い、 そ の 後、 毎 年 3 月 2 4 日 及 び 9 月 2 4 日 の 2 回 に、 各 そ の 日 ま で の 前 半 箇 年 分 を 支 払 う。
 - (2) 利 息 を 支 払 う べ き 日 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、 そ の 支 払 は 前 日 に 繰 り 上 げ る。
 - (3) 発 行 日 の 翌 日 か ら 第 1 回 の 支 払 期 日 ま で の 期 間 に つ き 利 息 を 計 算 す る と き 及 び 償 還 の 場 合 に 半 箇 年 に 満 た ない 利 息 を 支 払 う と き は、 半 箇 年 の 日 割 を も っ て 計 算 す る。
 - (4) 償 還 期 日 後 は、 利 息 を つ け ない。 た だ し、 償 還 期 日 に 本 債 券 の 償 還 を 怠 っ た 場 合 に は、 償 還 期 日 の 翌 日 か ら 実 際 に 当 該 償 還 が 行 わ れ た 日 ま で の 日 数 に つ き 本 要 項 第 5 項 に よ り 定 め る 利 率 に よ り 計 算 さ れ る 金 額 (以 下 「 経 過 利 息 」 と い う。) を 支 払 う。 経 過 利 息 は、 半 箇 年 の 日 割 を も っ て 計 算 す る。
- 1 0 . 元 利 金 支 払 場 所
 - 株 式 会 社 東 京 三 菱 銀 行 本 店 及 び 国 内 各 支 店
 - 大 和 証 券 エ ス エ ム ビ ー シ ー 株 式 会 社 本 店
 - み ず ほ 証 券 株 式 会 社 本 店
 - ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 会 社 東 京 支 店
 - ド イ ツ 証 券 会 社 東 京 支 店
 - 日 興 シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 会 社 東 京 支 店
 - 野 村 証 券 株 式 会 社 本 店

メリルリンチ日本証券株式会社本店
モルガン・スタンレー証券会社東京支店

1 1 . 担保

本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、公営企業金融公庫法（昭和32年法律第83号。以下「公営公庫法」という。）の定めるところにより、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

1 2 . 募集の受託会社

- (1) 公営公庫法第25条第1項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社東京三菱銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
- (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成15年5月21日付募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。

1 3 . 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公庫が本要項第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

1 4 . 債券の喪失

- (1) 本債券の債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公庫に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公庫は、代わり債券をその者に交付することができる。
- (2) 本債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したものに對

しては、その利息を支払う。

- (3) 本債券の債券を毀損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

15. 代わり債券の交付の費用

公庫は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。

16. 欠利札の取扱

本債券を償還する場合において、欠けている支払期日未到来の利札があるときは、その利札面金額に相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

17. 公告の方法

公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

18. 債券原簿の公示

公庫は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

19. 本要項及び委託契約の公示方法

本要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。

20. 本要項の変更

- (1) 公庫は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

21. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債権者は、その保有する本債券の債券（又は登録内容証明書）を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由

を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

22. 申 込 期 日 平成15年5月21日

23. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本要項第25項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

24. 払 込 期 日 平成15年6月5日

25. 引受並びに募集の取扱者

大和証券エスエムビーシー株式会社(代表)

みずほ証券株式会社(代表)

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

ドイツ証券会社東京支店

日興シティグループ証券会社

野村証券株式会社

メリルリンチ日本証券株式会社

モルガン・スタンレー証券会社東京支店

26. 登 録 機 関 株式会社東京三菱銀行

27. 新 証 券 コ ー ド J P 3 2 8 6 2 0 A 3 6 0